

議会改革推進委員会 会議録

開催日	平成28年1月5日(火)
会議時間	午後3時00分 ~ 午後4時23分
開催場所	第1委員会室
出席委員等	[委員長] 清宮 誠 [副委員長] 小須田 稔 [委員] 敷根文裕, 望月庄子, 平野裕子, 橋岡協美, 萩原陽子, 伊藤壽子, 森野 正
欠席委員等	なし
委員外委員	なし
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 関口直行 [次長] 橋口庄二 [書記] 村上一郎, 室岡秀樹, 齊藤雅一
協議事項	(1) 議員間の自由討議について

【決定事項】

- (1) 自由討議の目的については、合意形成に向けた議論を尽くすこととする。
- (2) 自由討議の実施方法について
試行的に実施
 - ・委員会での実施とする。
 - ・討議の対象については請願陳情を含む議案とする。
 - ・実施の要件は、委員発議とする（事前申し出としない。）
 - ・実施のタイミングは、討論の前に行う。
 - ・討議は休憩中に行う。
- (3) 規定の形式は「申し合わせ」とする。
- (4) 今回の決定事項をもとに案を作成し次回の会議で協議を行う。

【協議内容】

- (1) 目的・趣旨・意義について
 - 何のために自由討議をするのかの意思統一が必要である。
 - もちろん全ての案件に合意はありえないが、議論を尽くすことで論点を整理し、それで市民の説明責任と議決責任が果たせるようになる。これを前文に入れておくべきである。
 - 合意形成のために議論をすることはできるが、全ての論点について合意形成を図ることは難しい。
 - 合意形成が目的ではなく、自由討議で相互の意見を聞くことで論点が明確となり、それによってより良い結果に至ることが目的ではないか。
 - 自由討議で論点を整理し市民にわかりやすくすることが目的になる。
 - 自由討議において会派として発言するのか、個人として発言するのかの問題が出てくる。

(2) 実施方法について

- 自由討議は議案審査の中で必要に応じて実施を決めていく方が自然だと思われる。
- 実施のタイミングとしては、質疑と討論の間になるのではないか。
- 規則という形でしっかり作ってしまうと、とりあえずやってみるのが難しくなる。申し合わせのような形で骨子だけ決め何回か試行の後まとめてはどうか。
- 執行部の出席については、討議の状況に応じその都度判断すべき。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 清宮 誠